

# 名古屋城木造天守復元事業は一体どうなるの？

～名古屋城木造復元事業とバリアフリーの行方～



**日時**：2020年1月25日（土） 13:00～16:00

**会場**：名古屋市北区役所講堂

**主催**：名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

# 名古屋城木造天守復元事業は一体どうなるの？

## ～名古屋城木造復元事業とバリアフリーの行方～

名古屋城木造天守復元事業は、現状変更に必要な文化庁の許可を得られず計画は難航しており、河村市長は、当初 2022 年末だった完成目標を断念すると発表、市議会の委員会においても、天守の完成についてはめどがたっていないとの説明がされました。

そのような状況の中、名古屋市は新天守にエレベーターを設置しない方針をかえず、新技術で代替するバリアフリーとの名目で、国際コンペを実施しようとしています。完成時期が遅れることになり、バリアフリー化について、十分な議論をおこなう時間があるにも関わらず、「エレベーターを設置しない」との方針を変えない、名古屋市の姿勢に対し、大いなる疑問を抱かざるを得ません。

そして、エレベーター未設置問題以外にも、事業の進め方や石垣の保全方法など、様々な問題が指摘されています。今ある問題とはどんなものなのか、建築の専門家を交え、どのような取り組みが必要かを共に考える機会とします。

時間	内容
13:00～13:05	開会挨拶・趣旨説明 共同代表 齋藤縣三氏 (実現する会共同代表・わっぱの会理事長)
13:05～14:00	講演「名古屋城の過去・現在・未来の価値を考える ～ユニバーサルデザインと科学技術進歩の観点も交えて～」 谷口元氏 (名古屋大学名誉教授)
14:00～14:15	(休憩)
14:15～16:00	パネルディスカッション「名古屋城木造復元事業とバリアフリーの行方」 森本章夫氏 (名古屋城総合事務所主幹 木造天守閣昇降技術開発等担当) 齋藤縣三氏 (実現する会共同代表・わっぱの会理事長) 東奈央氏 (弁護士) 谷口元氏 (名古屋大学名誉教授) 進行 磯部友彦氏 (中部大学教授・日本福祉のまちづくり学会副会長)

2020年1月25日

# 名古屋城の過去・現在・未来の価値を考える

## — ユニバーサルデザイン と 科学技術進歩の観点も交えて —

谷口元

名古屋大学名誉教授

San Gimignano

### 1. 歴史的な建造物に必要なこと

私たち世代は消えるものだけを作ってきた

それは 真実性、信憑(しんぴょう)性の確保

### 2. 特殊建築物であること

不特定多数の(不慣れな)人々が中にある建物の安全性の保障

### 3. 文化財 : 保存から活用への流れ

観光資源として、ユニバーサルデザインにする必然性

### 4. 各時代の名古屋城の価値

・焼失前の木造の 国宝・名古屋城 「尾張名古屋は城でもつ」

・再建後の鉄骨鉄筋コンクリート造の 博物館・名古屋城

「敗戦と焼失による喪失感からの復興と心の回復」

・再再建されるであろう木造の 新・名古屋城

「木という循環資源の活用と ?? 」

### 5. 誰でも使える昇降手段は?

確立された昇降手段と未来は?

### 6. まとめ

## 1. 歴史的な建造物に必要なこと

それは 真実性、信憑(しんぴょう)性の確保

オーセンティシティ インテグリティ という難しい定義  
未だに議論

歴史・芸術・文化の蓄積を図ろう

しかしにせ、まやかしは認めない

歴史的なねつ造は避ける : 私見

3

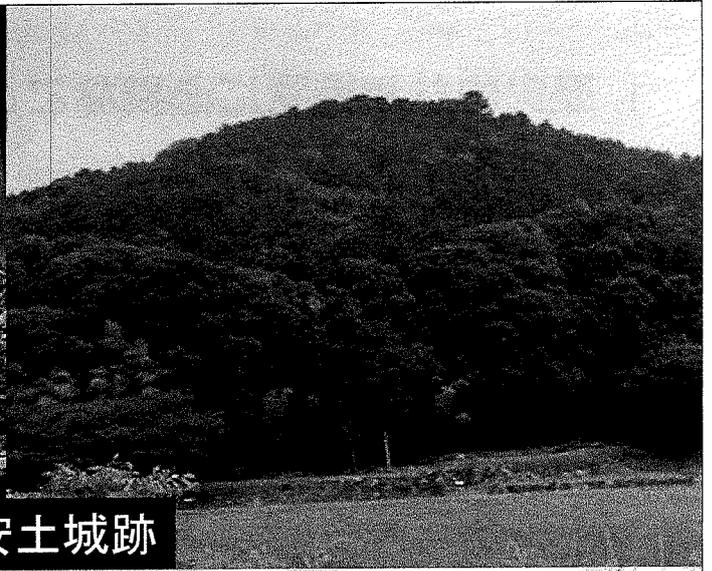


フォロ・ロマーノ : 古代ローマ帝国の元老院跡 シーザーが暗殺された

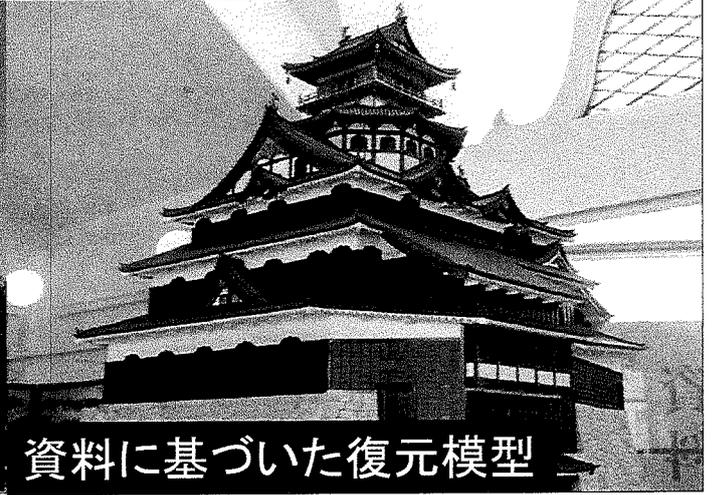
3



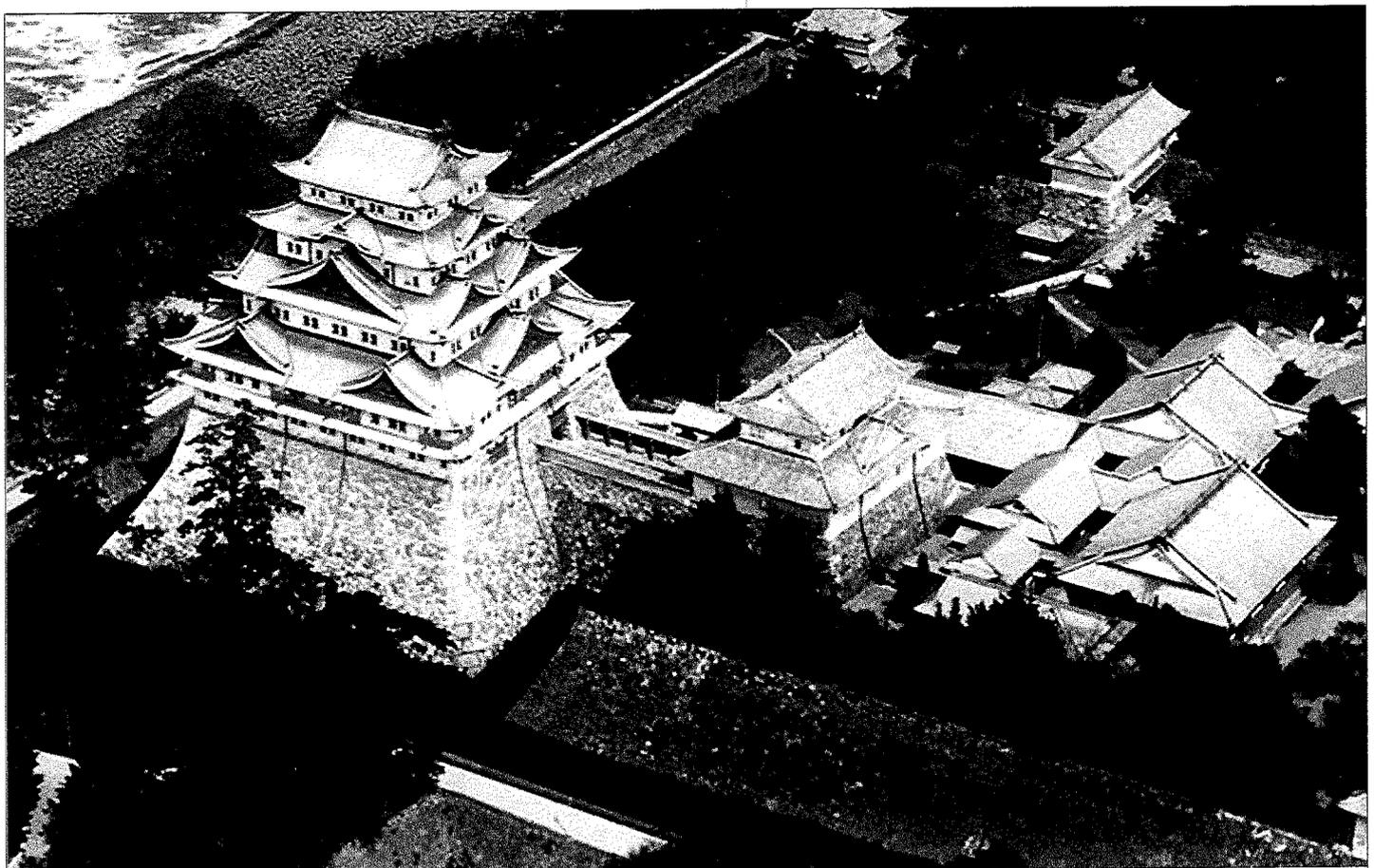
本物の安土城跡



偽の安土城



資料に基づいた復元模型



1945年5月14日空襲による 国宝名古屋城の焼失  
真実性、信憑(しんぴょう)性をどう確保するか？

## 2. 特殊建築物であること

- 不特定多数の不慣れな人々が中にある建物の安全性の保障
- 避難能力に関して様々な人々がいるという前提で避難計画を作らなければならない
- 耐火性能の高い建築にしなければならない：2時間を超える耐火性能
- 階ごとに防火区画されていなければならない
- 2方向に避難経路と非常階段がなければならない
- 同じ階で水平に安全区画に避難できなければならない
- 火災の感知器や消火設備が整っていないといけない
- これらは建築専門家の仕事。
- しかし文化財には緩和規定がある。

7

## 3. 文化財：保存から活用へ、大きく舵取りがなされている

かつては史跡は、いかに護っていくかが最優先でした  
今は

地域の人々の、共有の財産であり、  
親しく利用することが出来る施設に  
等しく皆、楽しむことが出来る施設

外国人も含め観光資源としての、性能を高める

ユニバーサルデザインにする必然性がある

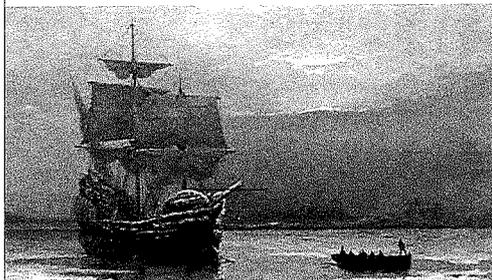
世界中の観光地、  
日本では京都と高山などが熱心に取り組み

8

# ユニバーサルデザイン

普通は「誰もが使いやすいデザイン」という意味  
公民権、自由の国 アメリカから

人種、民族、貧富、性差、年齢等による差別をなくす権利を認めてきた国、  
そこで最後にたどり着いたのが「障がい」による差別をなくすこと。



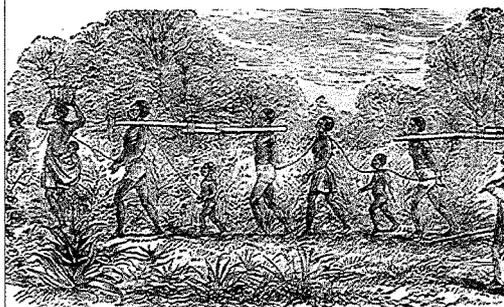
新天地を求めた清教徒が乗り込んだメイフラワー号



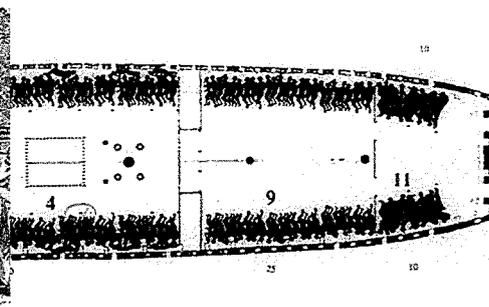
新大陸にたどり着いた清教徒



先住民族の征服



アフリカにおける奴隷狩り



奴隷船で新大陸へ



働かされる女の子

9

# ユニバーサルデザイン

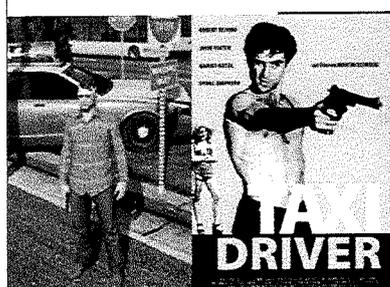
「誰もが使いやすいデザイン」という生やさしい意味だけでない  
アメリカには、隠れたしたたかな国家戦略があります。  
多くの若者が戦いに赴き、心身を傷め、当初は福祉的支援で  
対応してきたが、負担が余りにも過大となりました。



地獄の黙示録



ベトナムの報道写真



タクシードライバー



アメリカン・スナイパー

10

## アメリカ発

人それぞれが立場に応じた能力を発揮し、社会に貢献することができる環境を整えようという考えが背景にあります。

すべての人々の存在は社会的な負担ではなく、価値である。  
社会の生産性・創造性を高める

## ユニバーサルデザイン

11

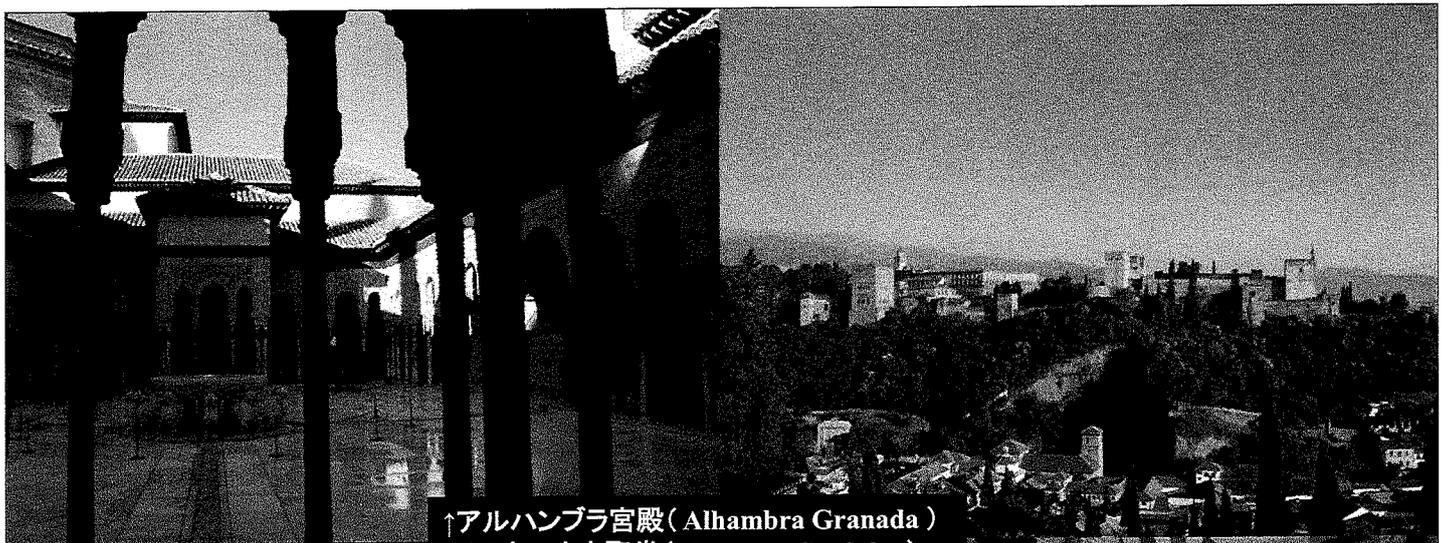


分け隔てのない円滑な移動の保障

:エレベータ・エスカレータ(スロープ)・階段の3点セット



グラナダ Granada 駅

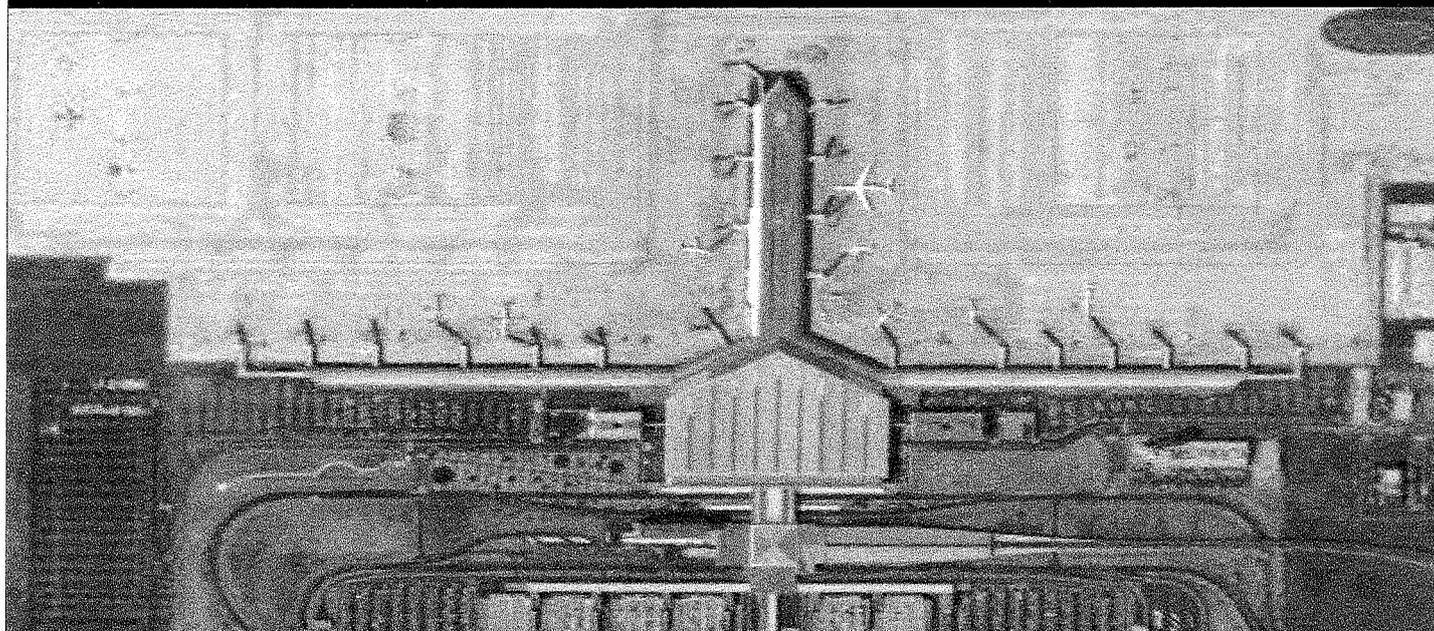


↑アルハンブラ宮殿 (Alhambra Granada)  
↓メスキータ大聖堂 (Mezquita Cordoba)



参加者 AJU自立の家のメンバーが幹事役に。

様々な障がい当事者の皆さん、支援者、学識経験者、設置者、行政関係者、設計者、施工者、メーカー、、、



当初の姿勢

障がい当事者、支援者は、**圧力団体的**  
設置者、行政、設計者、施工者、メーカー、等は、**義務的**  
次第に一致点を見出し、実現を共に図る仲間に



開港前の最終確認



長久手会場 と 瀬戸会場

山あり谷あり、坂だらけの愛地球博会場

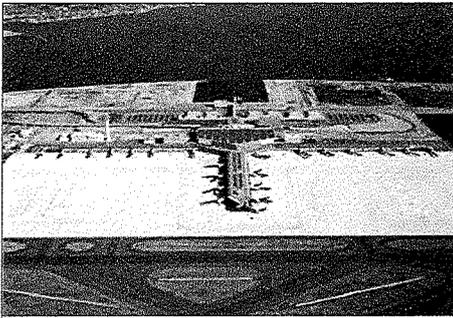


17



階段・エレベーター・エスカレーターの3点セット

18



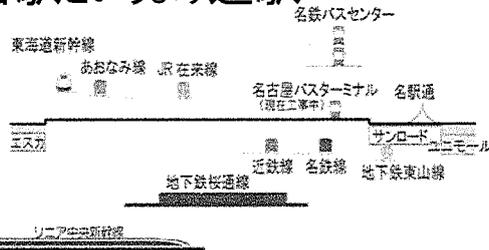
中部国際空港

愛地球博会場



トヨタグループ(障がい者雇用施設)

# 名駅というより迷駅



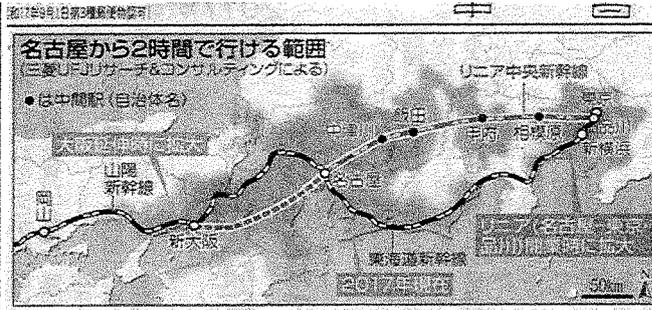
2027開業予定のリニア新幹線 新駅



バリアだらけの自由通路



絶望的な階段



全通後は2時間圏に7千万人 全くわからない案内サイン



世界遺産の観光都市 まちを造りかえようとするベニス



ベビーカー



運河上の橋を渡る人々

重い荷物



仮設のスロープ



商売あがったり



ほとんどの人がスロープを



天守はもちろん名古屋城全体及びそこに至るまちも含めて整備が必要

## 4. 各時代の名古屋城の価値

### 4-1 焼失前の木造の 国宝・名古屋城

「尾張名古屋は城でもつ」

### 4-2 再建後の鉄骨鉄筋コンクリート造の 博物館・名古屋城

「敗戦と焼失による喪失感からの復興と心の回復」

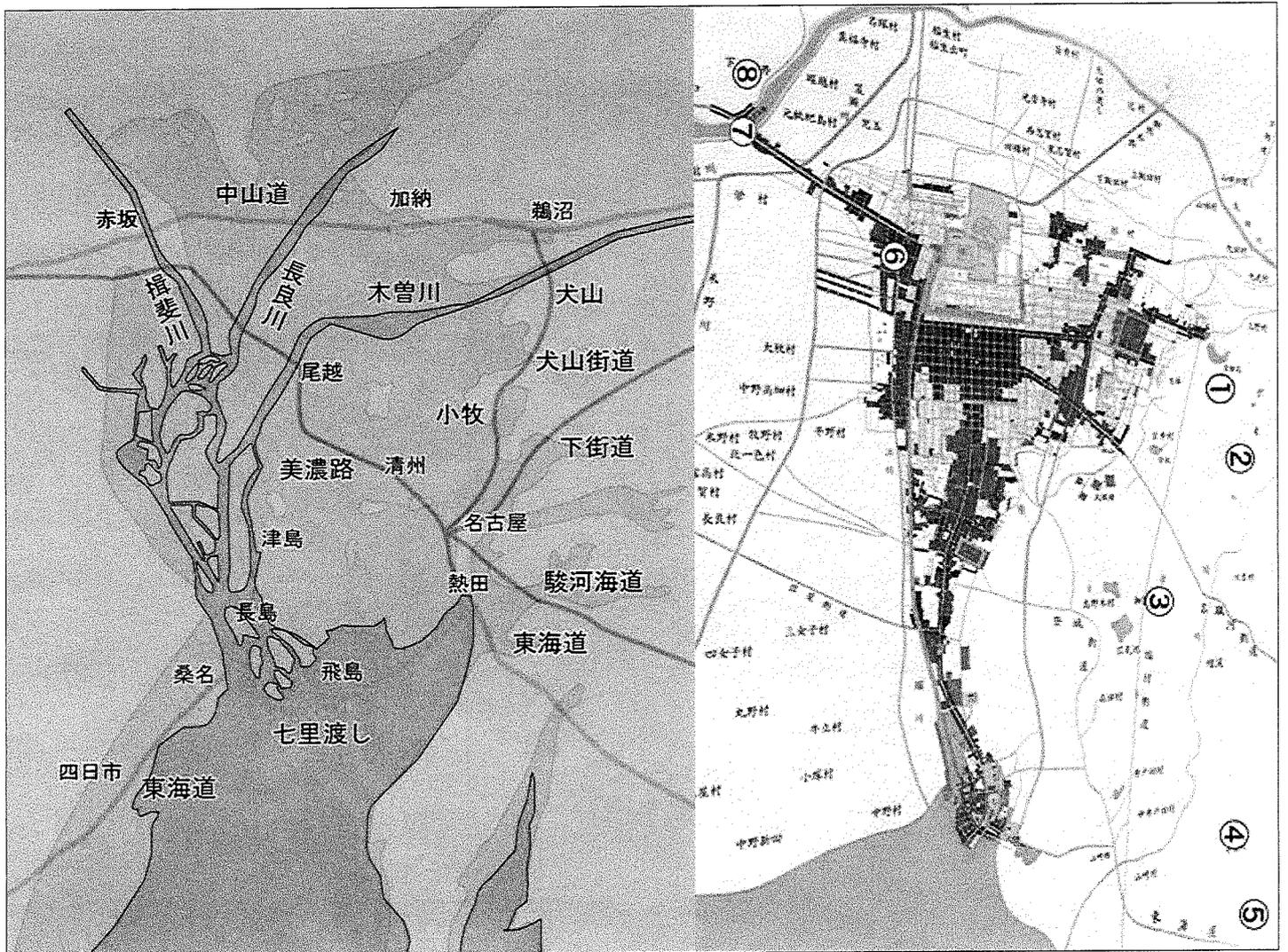
### 4-3 再再建されるであろう木造の 新・名古屋城

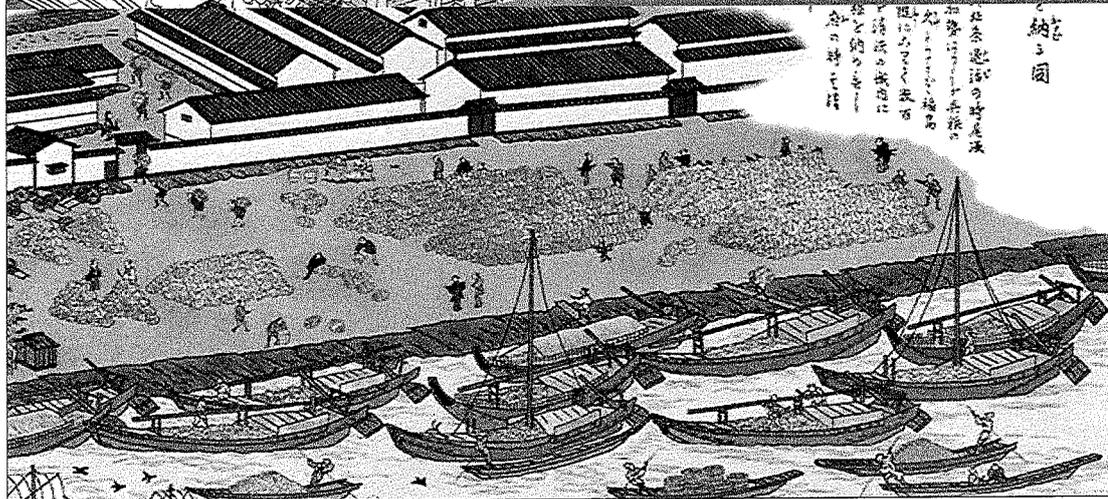
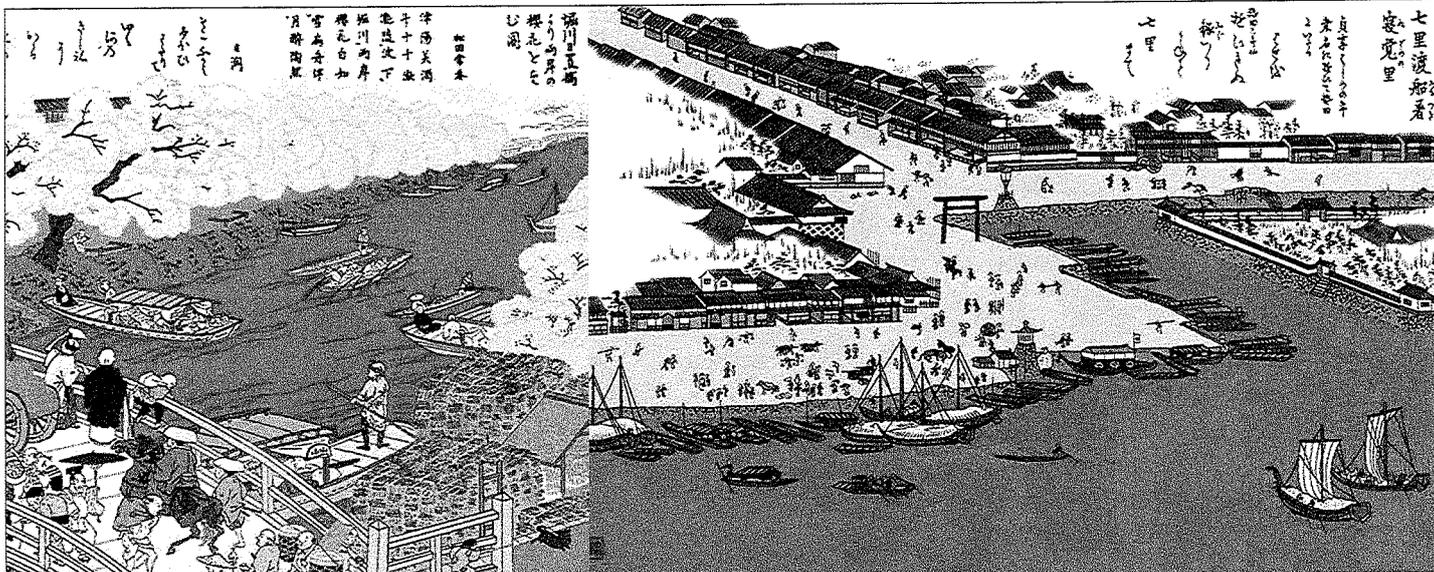
「木という循環資源の活用と                    ??                    」





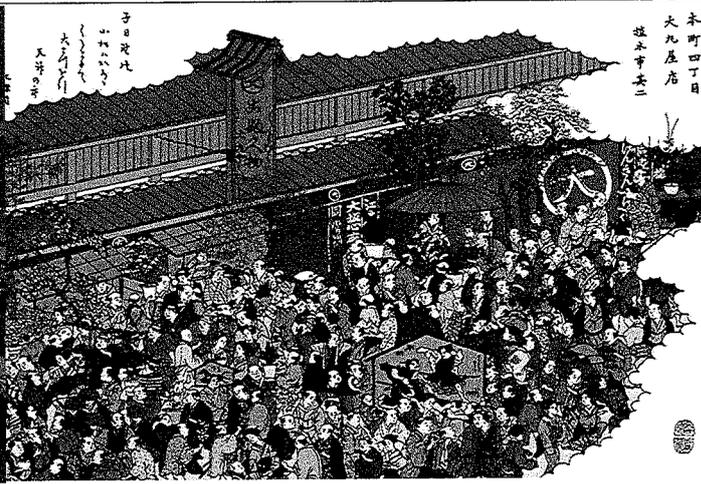
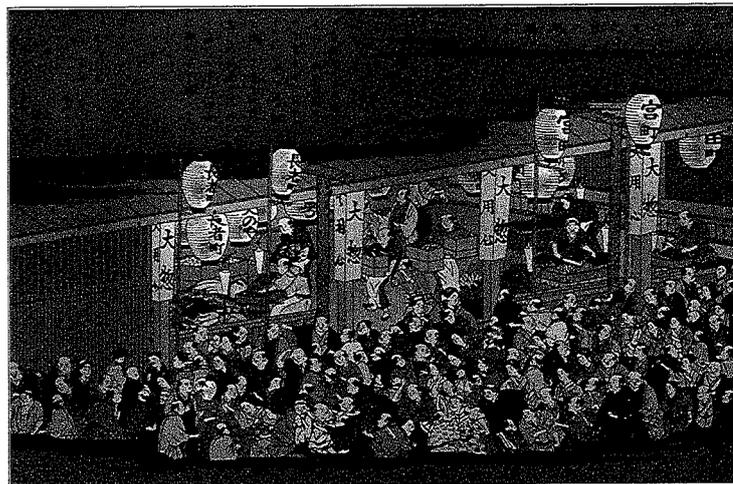
1603 江戸幕府 1609着手 1612 天守完成





「古地図と映像  
で名古屋400年  
を辿る」、  
名古屋市  
・名古屋城  
関連HPから  
転載

27



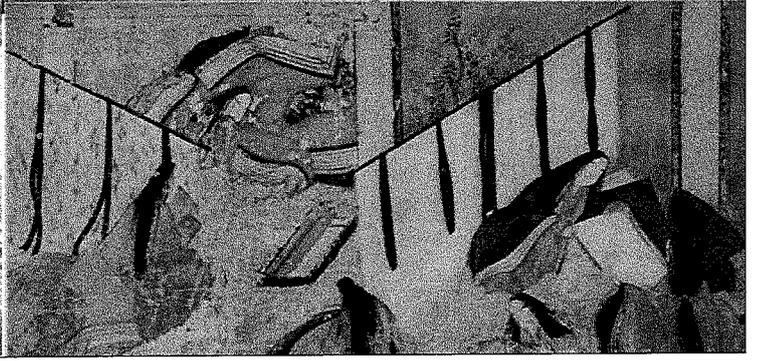


障壁画・襖絵が有名

調度品・刀剣  
国宝源氏物語絵巻  
これらのかなりは  
徳川美術館に収蔵



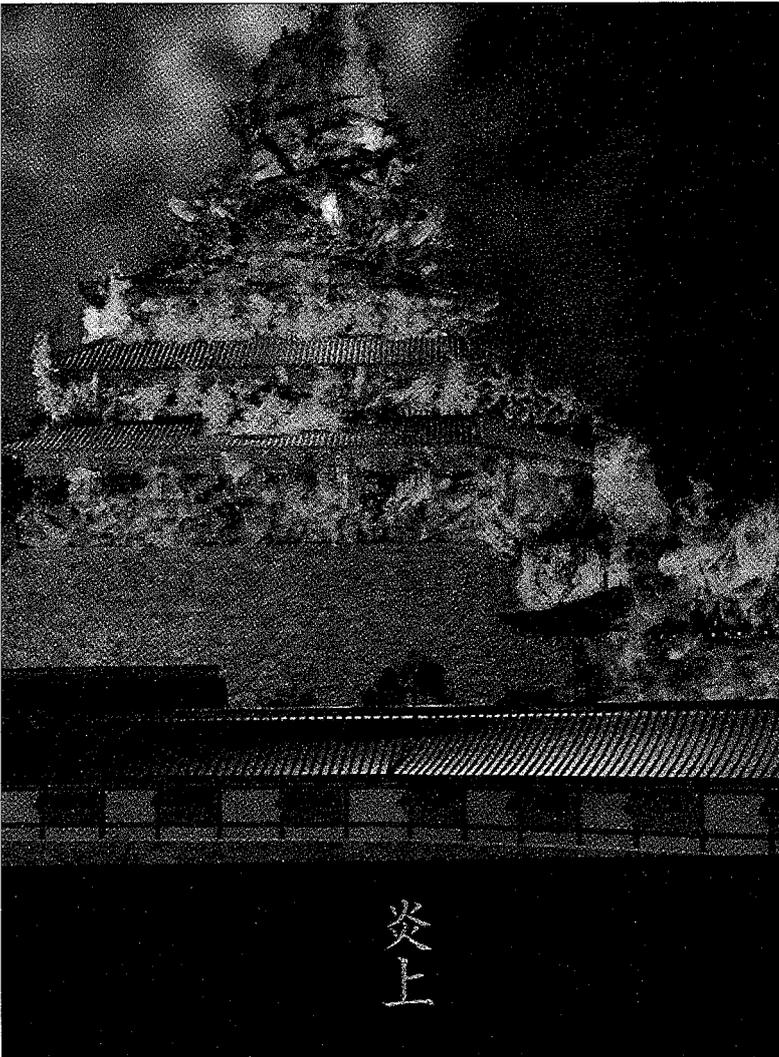
すり減っていない  
ペルシヤ絨毯が  
多数あるらしいが  
未確認





昭和20年5月14日午前8時過ぎ、空襲で炎上する名古屋城  
(岩田一郎撮影 提供:中日新聞社)

32 2005. 3. 19. 新世紀・名古屋城博開催委員会発行 よみがえる金城伝説より



炎上



尾張名古屋は城で持つ×喪失感



終戦後

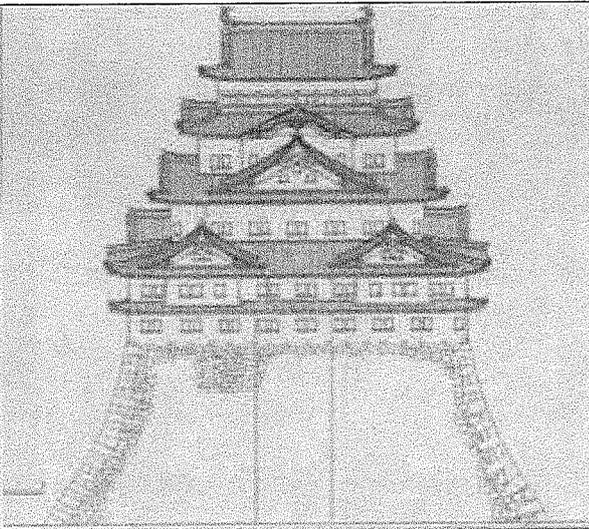
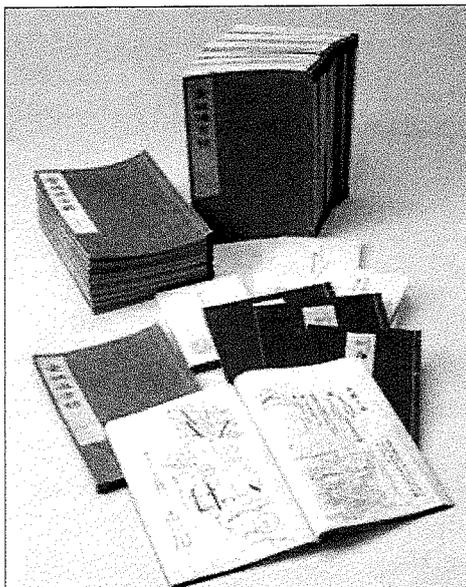
1959年 鉄骨鉄筋コンクリートで復元

建築史の権威 特に城郭建築の専門家

名古屋工業大学教授 城戸 久先生

戦禍で失った名古屋のまちの象徴を  
2度と失いたくない市民の切実な気持ち  
この気持ちこそに価値がある

多くの市民からの寄付が  
寄せられた

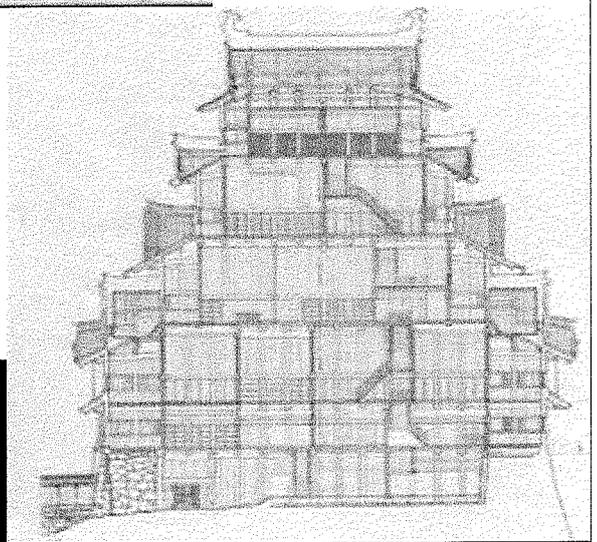
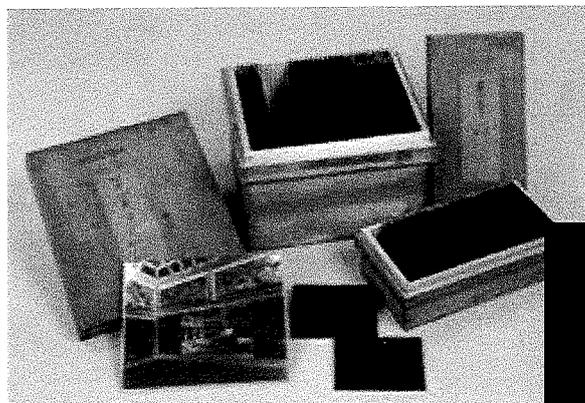


名古屋城

←復元 立面図

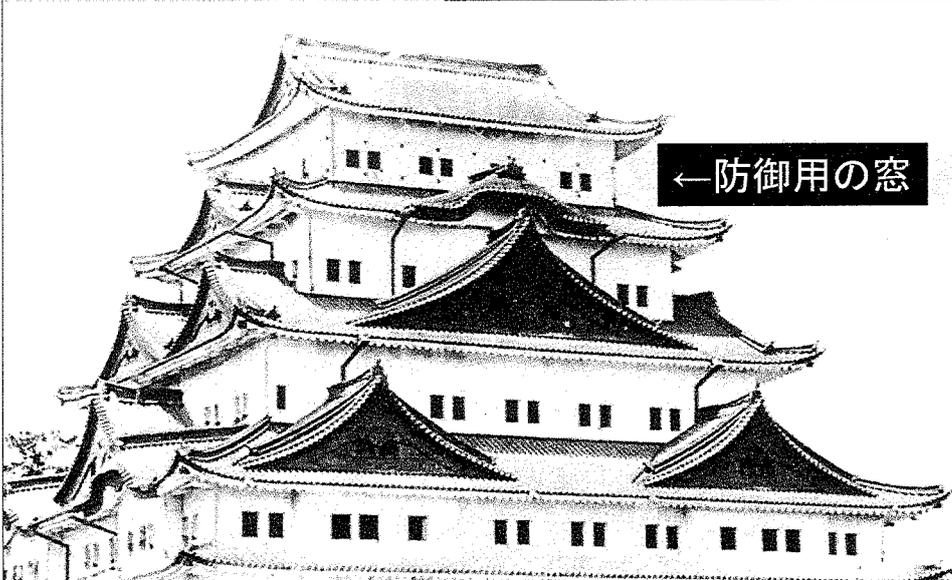
復元 断面図

江戸時代から遺された資料 金城温古録





眺めを楽しむための窓→



←防御用の窓

- 歴史のねつ造を避けるため最上階を連続窓とした
- 連続窓は現代建築の一つの特徴
- 為政者のための天守でなく、市民や観光客が楽しめる場とした。
- 天守最上階に至る二重らせんの階段



再建されたもので、世界遺産に登録されたものがあるか？

私の知る限り唯一あります。

**市民の復興の意思**



**再建を誓う市民の手**

**破壊尽くされたワルシャワ、ポーランド、  
1月 1945年**



**破壊されたまちなみを、建築学生の実測図面、市民の写真・絵画を  
もとに市民による手で復元  
この理由で世界遺産指定**



## ・期待と問題点

歴史的な建造物を再見したいという気持ちはわかる

永遠ではなかったコンクリート以外の材料で作り直したいという気持ちもわかる

博物館名古屋城の名を捨てるのですか

耐火建築物でなければ文化財の展示や収蔵は困難ですよ

来訪したすべての人が、共に楽しめる空間が実現できますか

= ユニバーサルデザインになっていますか

災害時すべての人を安全に避難できる策が講じられていますか

オーセンティシティ：歴史的なねつ造と言われないデザインを心がけていますか

そっくりさんと言われないように

43

## 5. 誰でも使える昇降手段は？

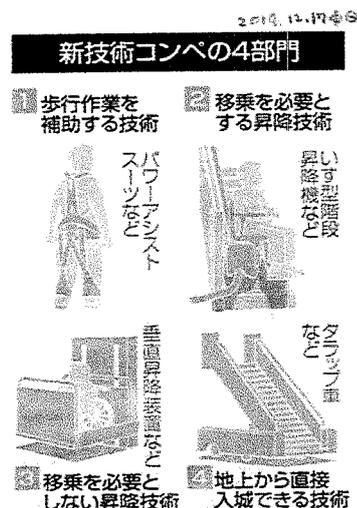
確立された昇降手段と未来は？

### 確立された昇降手段

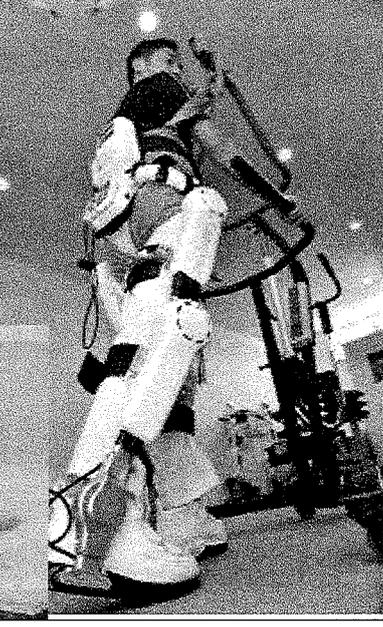
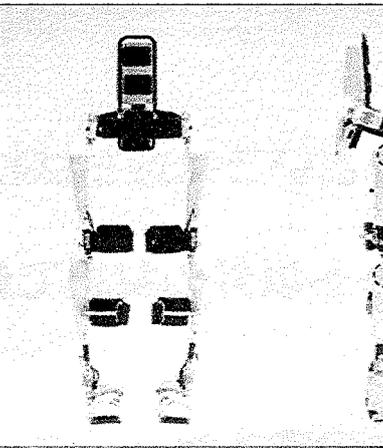
エレベーターやエスカレーターは長年の経験、事故に基づく安全基準の見直し、それによる改善の努力の積み重ねによる

縦穴の垂直防火区画の中に設置される  
災害時に区画が閉鎖し、安全に他の階に  
避難できる

それを超えるアイデアがよせられるか？



歩行作業を補助する技術  
**①歩行作業を補助する技術**  
 パワーアシストスーツなど  
パワースーツ  
79 12/18

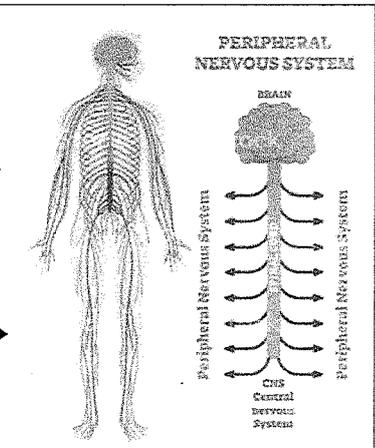


**HAL**  
 ハル  
 筑波大  
 開発

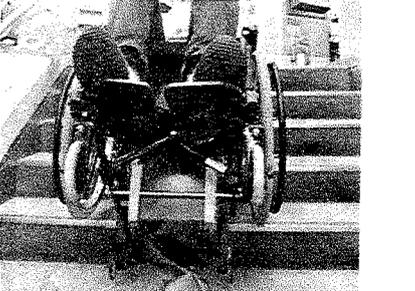
自己→  
 回復  
 効果

先ず  
 欧州で  
 認可

←様々な  
 パワースーツ  
 どれも未だ  
 階段では  
 使えない



移乗を必要とする昇降技術  
**②移乗を必要とする昇降技術**  
 いす型階段昇降機など  
いす型階段昇降機  
79 12/18



しかしこれらの装置は、  
 随分昔からある  
 ものではないですか

エレベーターが設けられていない時代の  
 地下鉄駅や学校建築などで

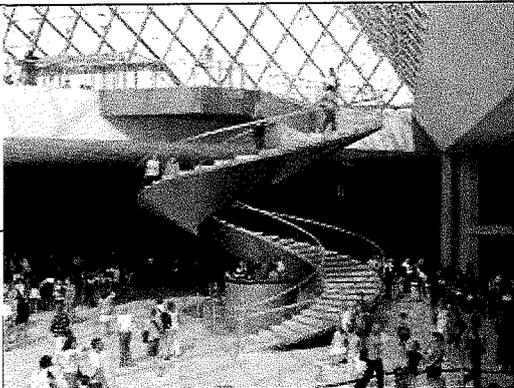
しかもこれらが動いているとき  
 安全確保のため  
 階段の一般使用が制限されてたと思う

被災時の避難はどうするのでしょうか



**③移乗を  
必要としない  
昇降技術**

移乗を必要と  
しない昇降技術



「一全」の日本特殊陶業市民会館で  
「一全」の日本特殊陶業市民会館で



エレベーターが下りてきてきて昇降する油圧式  
エレベーターが下りてきてきて昇降する油圧式

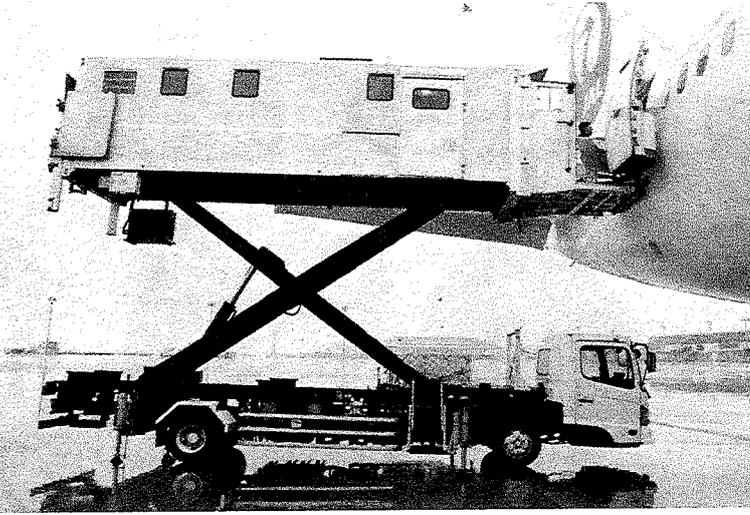


ルーヴル美術館 (Musée du Louvre) by Ieoh Ming Pei, 1977-1989



**④地上から直接  
入城できる技術  
タラップ車など**

地上から直接  
入城できる技術



入城できるかもしれないが、  
天守閣の最上階に行く方法が  
あるのですか

まして  
ドローンの乗用は開発途上  
はしご車は、非常時の手段

以上の4つの公募提案: 中日新聞より転載

そもそも、見世物ではない

みなと共に安全に普通に  
上り下りしたいだけでは

## 6. まとめ

### ■不特定多数の人の安全と利便

被災時、防火区画された同じ階の安全区画か別の階に避難できなければならない。現在の設計がそれをみたしていますか？

■縦穴区画された複数の直通避難階段はありますか、あるいはそれに変わる安全策は？

■文化財の建築物は、以上の防火対策に加え、内装制限など緩和策を盛り込んだ規定があるが、それに替わる対策が講じられていますか？

■復元に当たり、オーセンティシティ「真実性」は確保されていますか？

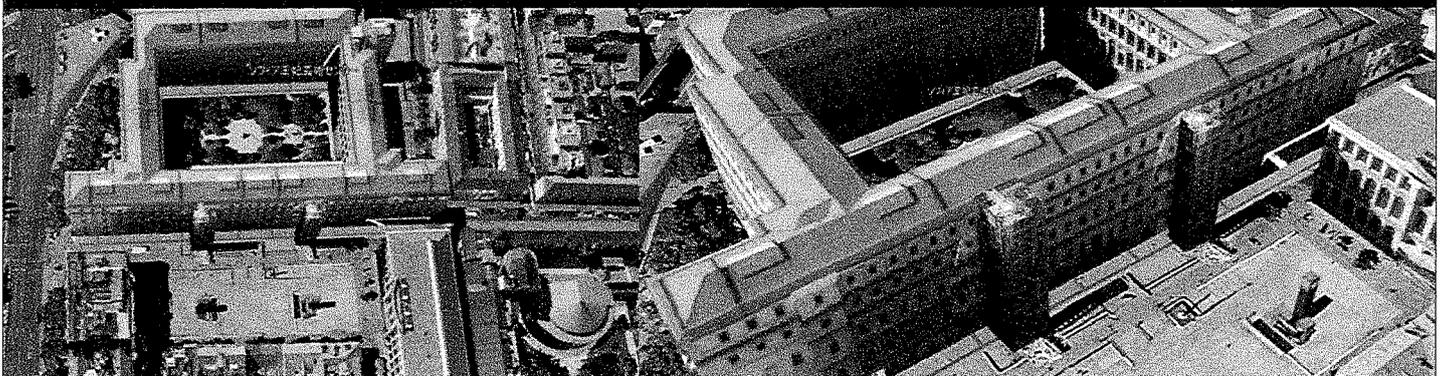
■エレベーターやエスカレーターは安全性が確かめられた大量の昇降手段ですが、新技術の開発と製造、認可、導入に要する期間をどう考えていますか？

■現時点ではエレベーター以外は考えられないのでは？

木造天守に設ける矛盾を考えると、大いに外部もあり得ると思う<sup>49</sup>



スペイン マドリード「ソフィア王妃芸術センター」ピカソのゲルニカで有名



ソフィア王妃芸術センター  
歴史的建物と新デザインの区別：一つ  
18世紀に設計された病院の転用



セントレアのデッキの風景 みんなが共に動きまわり、共に楽しむ  
将来の名古屋城の天守閣も、このような場として実現したい

## 文化財の存在価値 と 人間存在の価値

## 文化財の復元の意義 と 人々が等しく文化財に接近できる権利

名古屋城木造天守復元事業は一体どうなるの？  
～名古屋城木造復元事業とバリアフリーの行方～  
主催 名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会

53

+++++

名古屋大学 名誉教授  
日本建築家協会シニア会員  
一級建築士・工学博士

谷 口 元  
TANI GUCHI GEN

〒462-0841 名古屋市北区黒川本通 2-13

e-mail: [J45992a@yahoo.co.jp](mailto:J45992a@yahoo.co.jp)

+++++

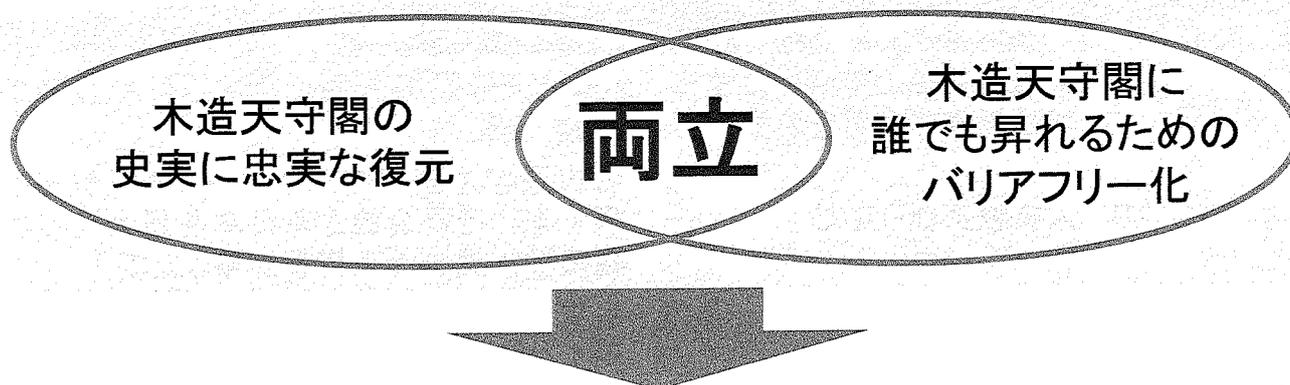
### Profile

1949年名古屋生まれ、南山中・高卒業、名古屋大学工学部建築学科卒業、同大学院修士課程修了後、INA新建築研究所に勤務、大同工業大学、名古屋大学の助手・講師を歴任し、その間名古屋市景観アドバイザー、名古屋大学施設計画推進室の代表を勤める。1992年より椋山女学園大学教授、名古屋大学教授・総長補佐を経て2013年より名誉教授。専門は建築計画学。大学において教育研究に携わる一方、医療福祉施設・教育施設・住宅などを中心に、実際の設計・計画に参加。名古屋大学医学部・附属病院、愛知国際・知多・小牧・碧南・愛知がんセンター等の病院の計画、中部国際空港や愛地球博会場のユニバーサルデザイン、近年は豊田講堂、旧古川図書館や神言神学院等の保存再生に参画。中国高端千外国人専門家、工学博士・一級建築士・日本建築家協会シニア会員。日本建築学会賞（業績：名古屋大学キャンパスマネジメントによる創造的再生）、BELCA賞（名古屋大学豊田講堂、神言神学院）など

54

## 木造天守閣のバリアフリー

### 史実に忠実な復元とバリアフリーの両立



- 史実に忠実に復元する木造天守閣に誰もが昇降できるように、革新的な昇降技術を世界中から募り実用化する。
- 史実に忠実な復元とバリアフリー化を両立し、先進的バリアフリー技術を名古屋から発信・展開する。

## 「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」の概要 (H30.5.30公表)

### 基本方針(抜粋)

- 史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする
- 様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する
- 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る
- 障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う

## 木造天守閣の昇降に関する新技術の公募に向けて(その1)

### 障害者団体との話し合い等

時期	事項	内容
2018年 5月30日	木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針を公表	「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」を公表
2019年 1月 7日	人権救済申し立て	名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会から日本弁護士連合会人権擁護委員会へ人権救済申し立て
2月25日	木造天守にエレベーター設置を求める署名提出	名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会から署名13,674筆提出
6月17日	名古屋市障害者団体連絡会	公募の方針について説明
6月22日	実現する会シンポジウム	「木造天守閣復元事業 ここが問題！」
7月 2日	木造天守にエレベーター設置を求める署名提出(追加)	名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会から署名5,911筆提出

## 木造天守閣の昇降に関する新技術の公募に向けて(その2)

### 障害者団体との話し合い等

時期	事項	内容
2019年 7月 5日	救済申し立ての提出	名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会から愛知県知事あてに、愛知県障害者差別解消推進条例に基づく知事による助言、あつせん等の救済申し立て
8月 5日	名古屋市障害者団体連絡会	部門分け、審査基準など、公募実施概要について説明
8月21日 22日	公募に関する審査基準作成 のワークショップ	審査基準について障害者団体と協議
9月 14日	共同連主催シンポジウム	「名古屋城天守閣エレベーターのこと」
11月 6日 18日	公募に関する審査基準作成 のワークショップ	審査基準について障害者団体と協議
2020年1月25日	実現する会シンポジウム	名古屋城木造復元事業とバリアフリーの行方

# 木造天守閣の昇降に関する新技術の公募に向けて(その3)

## 公募実施に向けての検討状況

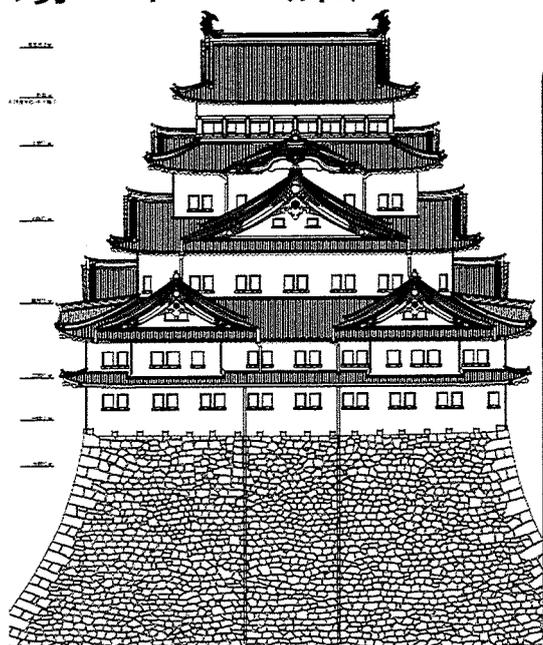
- ・ 障害者団体の皆様と、名古屋市障害者団体連絡会の場や、ワークショップ、個別の話し合い等の場を通して、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立について説明をするとともに、新技術の公募についてもご意見をいただきながら、バリアフリーの実現に向けて検討を進めている

### 《参考》 令和元年5月21日参議院文教科学委員会(文部科学大臣の発言)

- ・ 史跡が有する価値を適切に保存して次世代に確実に伝えることが必要である一方、現代社会においては、障害のある方や高齢者を含む全ての方がより快適に文化財に親しむことができるように文化財の活用ためのバリアフリー化もまた重要
- ・ 文化財のバリアフリー化と史跡の価値を保存するということができる限り両立をすることが望ましい

# 木造天守閣の昇降に関する新技術の公募に向けて(その4)

## 公募スキーム(案)



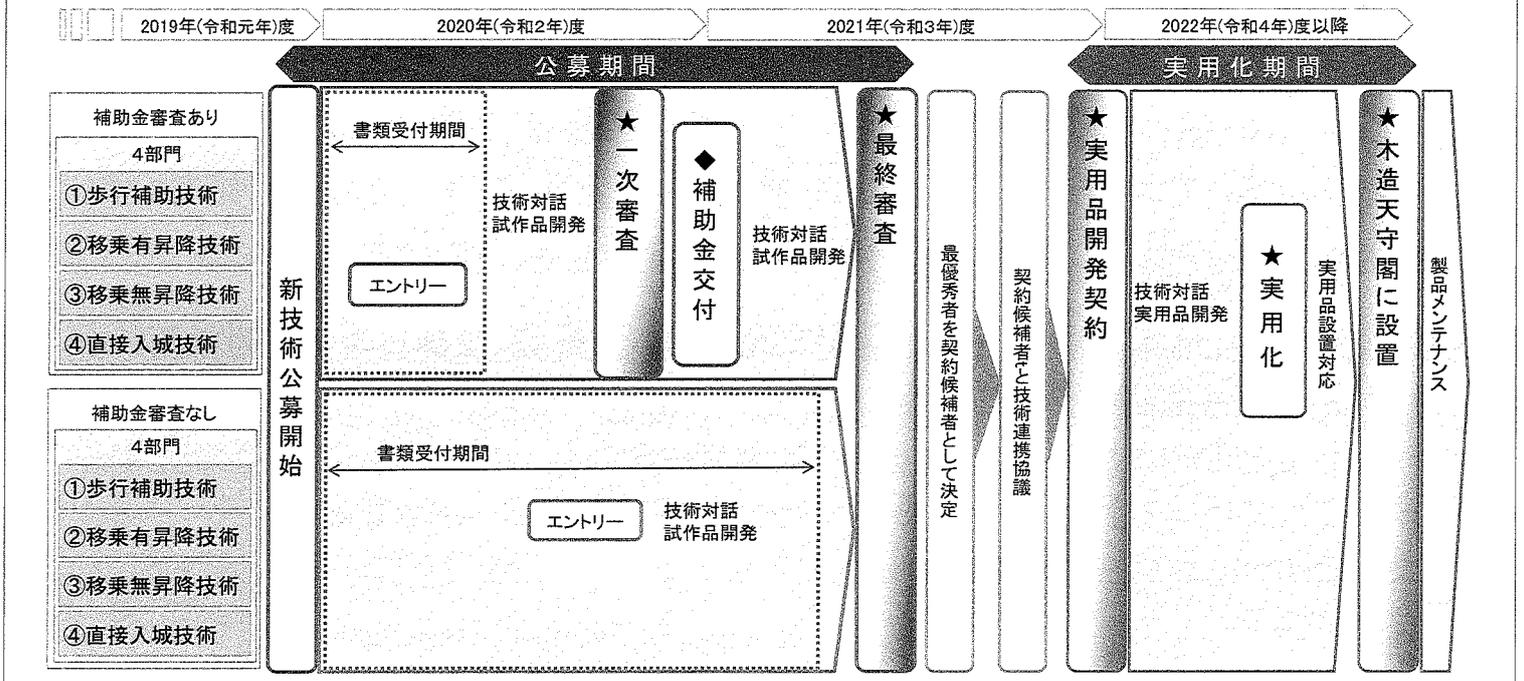
歩行にハンディがある方	車椅子の移乗ができる方	車椅子の移乗が困難な方
-------------	-------------	-------------

<p>① 歩行作業を補助する技術</p> <p>例: パワーアシストスーツ</p>	<p>② 移乗を必要とする昇降技術</p> <p>例: 椅子型階段昇降機、 階段昇降機能付電動 車椅子 ※レール利用は可</p>	<p>③ 移乗を必要としない昇降技術</p> <p>例: 台座型階段昇降機、 段差解消機、 垂直昇降装置</p>
<p>④ 地上から直接1階以上に入城可能な技術</p> <p>例: タラップ式</p>		

介護者向けの移乗等支援技術

# 木造天守閣の昇降に関する新技術の公募に向けて(その5)

## 公募スケジュール(案)



# 木造天守閣の昇降に関する新技術の公募に向けて(その6)

## 審査基準(加点对象要求水準案)

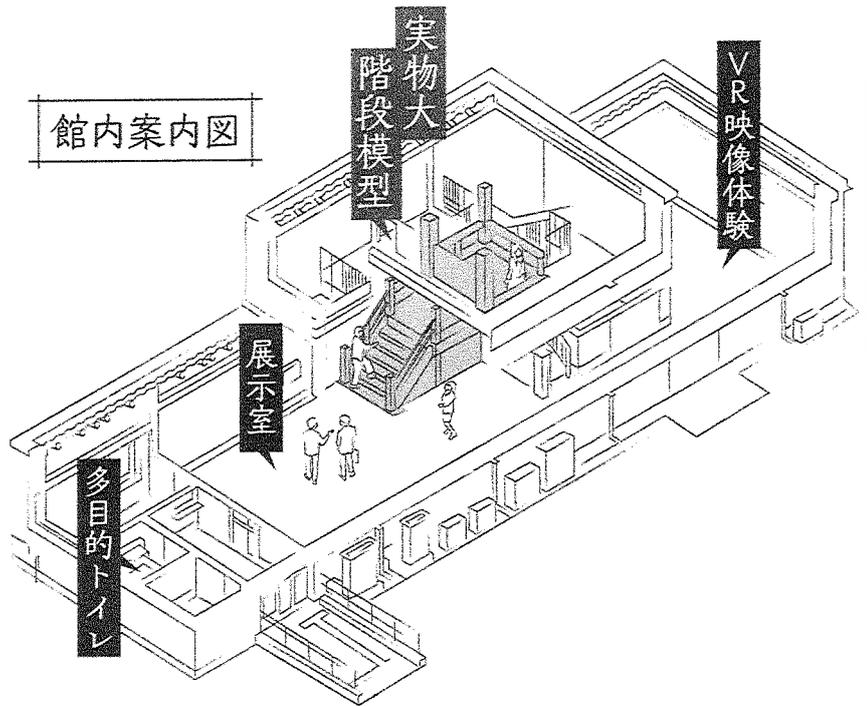
書類評価	新技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術そのものに革新性がある、もしくは既存技術であっても導入・設置のための改良に革新性があること</li> </ul>
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主検査等により安全性を確保できること</li> <li>外部評価等により、安全性が認められる見込みがあること</li> </ul>
	価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>買取り費用抑制が見積にて提案され、費用抑制の工夫が記載されていること</li> <li>天守閣設置後の維持管理費用を低く抑えられること</li> </ul>
	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>天守閣木造復元までを期限とする実用化開発・設置工程表を提出すること</li> </ul>
	史実に忠実	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り外観や内観をそこなわないこと</li> </ul>
実技評価	バリアフリー(有用性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用対象者の範囲が広いこと</li> <li>誰もが簡単に使えること</li> <li>一般人(健常者)の移動と同じような時間で移動できること</li> <li>多人数による反復した利用が可能であること</li> <li>一般人(健常者)の移動経路を妨げず共存した経路であること</li> <li>天守閣の最上階まで上がれること</li> <li>怖い思いをしなくて乗れること</li> <li>他の人の助けを借りることなく、昇降ができること</li> </ul>
	安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>より確実な安全性が認められること</li> </ul>
	汎用性	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の文化財にも転用できること</li> <li>一般の建物にも転用できること</li> </ul>

# 名古屋城木造天守閣階段体験館 ステップなごや(その1)

## 施設の概要



- 「ステップなごや」には、木造天守閣復元のバリアフリーなど必要な実験を行うために製作した「実物大階段模型」を展示しており、一階層分の階段空間やその昇降を実際に体験していただけます
- その他に、名古屋城の木造天守閣復元に関するパネルやイメージVR映像もお楽しみいただけます



# 名古屋城木造天守閣階段体験館 ステップなごや(その2)

## 施設の概要



一層から二層まで上がる階段17段  
高さ約4m  
踊り場までの勾配は約41度  
踊り場から上は約47度  
幅員は約140cm~160cm



# 名古屋城木造天守閣階段体験館 ステップなごや(その3)

## 来館のご案内

### 開館日

土・日曜日、祝日  
※年末年始(12/29~1/3)を除く

### 開館時間

午前10時~午後5時

### 入館料

無 料



## 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

### 1. 基本的な考え方

- ・本事業は、歴史時代の建築物等の遺跡に基づき、当時の規模・構造等により再現する「歴史的建造物の復元」を行うものである。
- ・名古屋城天守閣は、法隆寺のころから始まった日本の木造建築のひとつの到達点、究極の木造建築とも言われ、豊富な歴史資料をもとに外観の再現に留まらない史実に忠実な完全な復元を行うことを選択を議会、行政における検討や市長選挙での市民の信託を得て推し進めることとしたものである。
- ・市民の皆さまの中には、「一旦は焼失しているので復元しても本物の天守閣ではない」との意見もあるが、名古屋城天守閣は城郭として国宝第一号であったものが、大戦中多くの市民の命とともに昭和20年5月14日に空襲で焼失してしまったものの、残された石垣には空襲による傷跡も残っており、焼失中の写真も残されている。  
 その上で、市民の精神的支柱であり、誇りである名古屋城の天守閣を、悲しい歴史的史実を経て、昭和実測図や金城温古録等、豊富な歴史資料に基づき、戦災で焼失する前の本物の姿に復元すると世界に主張するものである。  
 したがって、過去の天守閣と今回の木造復元の同一性について、歴史的な分断を感じさせない復元を成し遂げる事が、事業の価値を決定づける大きな要素となる。
- ・50～100年で再度「国宝」になることを目指す。
- ・ゆえに、史実に忠実な復元を確保した上で、まず、2022年の完成時期に、その先においても世界の模範とされるべき改善を重ね、観覧、体験、バリアフリー環境を整備するための付加設備とする。

### 2. 現天守閣の現状

- ・現天守閣は5階までエレベーターで上がれるが、内部は博物館施設であり、本来の木造天守閣の内観を観覧することはできない。また、展望については、1階の東側及び北側の一部と7階の展望室からに限られているが、7階へは階段でなければ行くことができないため、車いすの方は展望ができない状況である。

### 3. 内部エレベーター

- ・内部エレベーターについては、柱、梁を傷めないものとして、史実に忠実に復元する天守閣とするためには、乗員が4人程度、かご（乗用部分）の大きさが幅80cm、奥行き100cm程度となり、乗ることができる車いすも小型なものに限定され、よく使用されている幅65cm、長さ100cm程度（電動車いすは幅65cm、長さ105cm程度）のものは利用できない。したがって、バリアフリー法の建築物移動円滑化基準に対応するエレベーターは設置できない。

### 4. 外部エレベーター

- ・都市景観条例を定めて、すぐれた都市景観の形成を進めている中で、景観計画により名古屋城の眺望景観の保全を図ることとしている。
- ・その眺望の対象である天守閣の歴史的な外観を損なうことから、外部エレベーターは設置しない。

### 5. 基本方針

- ・史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しむことを保証する。
- ・例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

# 名古屋城 建設 法律論から見ると？

東 奈央

(大阪弁護士会・つぐみ法律事務所)

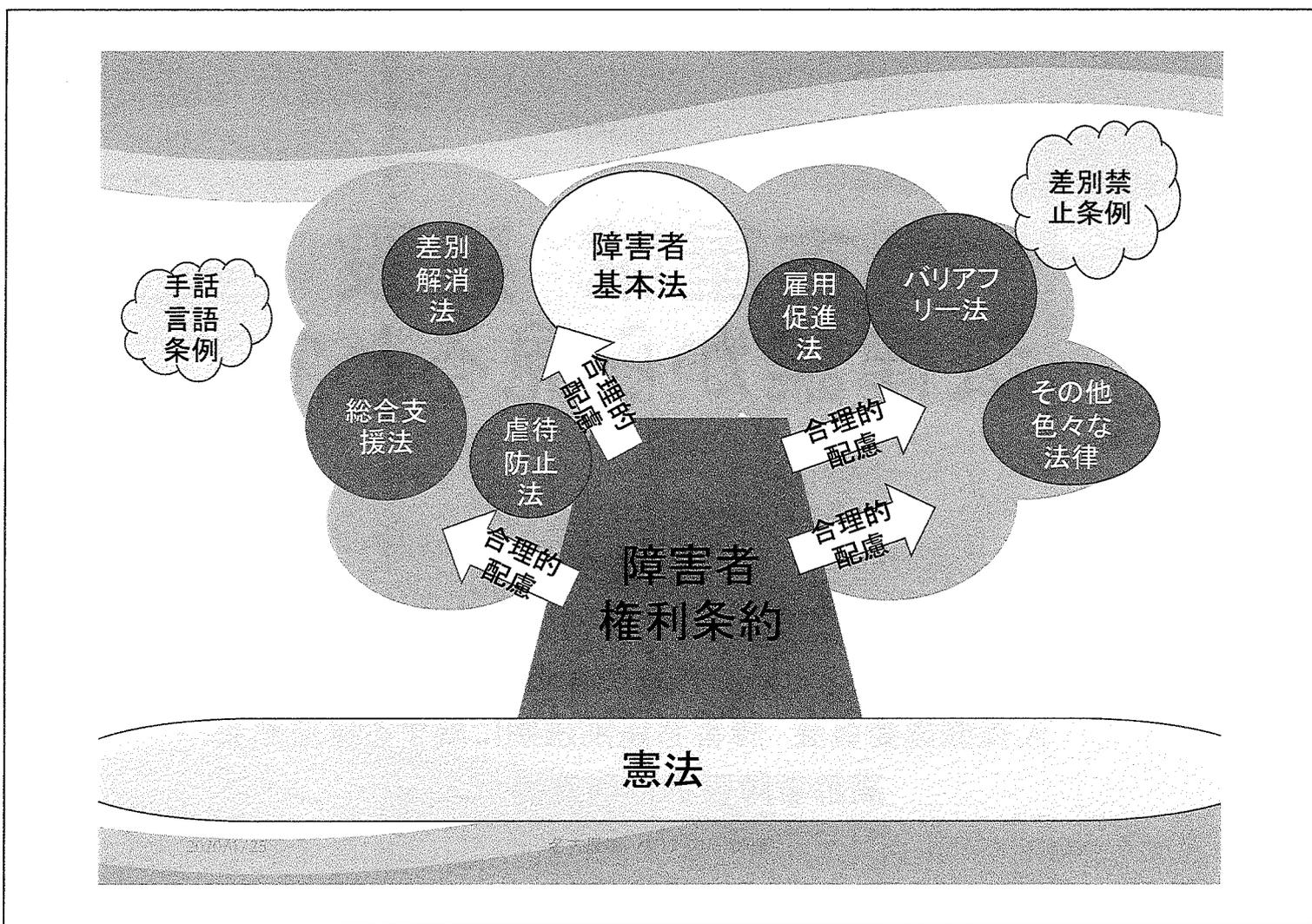
日本弁護士連合会

人権擁護委員会 障害者差別法制に関する特別部会

高齢者障害者権利支援センター

## 障害者に関わる法律

- 憲法(13条・14条・22条1項)
- 障害者権利条約(3～5条、9条、18～20条)
- 障害者基本法(3条、4条、21条、25条)
- バリアフリー新法
- 差別解消法(3条、5条、7条)
- 名古屋市差別解消条例



## 名古屋市条例

- 誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重される地域社会の実現は、全ての名古屋市民の願いです。
- 市、事業者及び市民が一体となって、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組み、障害のある人もない人も誰もが等しく基本的人権を有するかけがえのない個人として、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心して共に生きることのできるまち・なごやをつくることを決意し、この条例を制定します。

## まずは、身近な条例から 本件を考える

### 名古屋市条例 8条(不当な差別的取扱い)

- ・ (8) 不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれらに条件を付け、その他障害者でない者と異なる不利益な取扱いをすること。

「正当な理由」の存在は？

## 憲法論から エレベーターのない城を問う

- ・ 個人の尊厳、幸福追求権に対する侵害(13条)
- ・ 平等権侵害(14条)
- ・ 移動の自由の侵害(22条1項)

・ 昇降機でアクセスできるならいいのか？

→(写真)こんな移動方法ですよ？

こんな移動方法で、「行きたい」と思う人がどれくらいいるだろうか？(「こんな所、行かないでおこう」という人が大半では??)

## 差別解消法から EVのない車を問う

- 不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供を規定
- 本件は、「不当な差別的取扱い」の場面であると思われる
- なぜなら...

## 正当な理由

障害を理由とした異なる取扱い ➡ 原則不可

正当な理由があるならば、許容

「正当な理由」とは？

- 異なる取り扱いが、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合＝極めて限定的な場合に限られる
- 正当な理由があることについての立証責任は異なる取扱いをする側にある

## 「木造→エレベーターは付けられない」は、正当な目的か？

「目的の正当性」の検討...誰のどのような権利が、どのように制約される場面か？

- 名古屋城という名古屋市民にとってシンボリック存在の公共建造物
- 車いすユーザー、ベビーカー利用者、足腰の弱い人等を、一律に排除(特定の移動手段を受け入れる人を除く)
- プラス、そうした人と一緒に出掛けたい家族や友人を、
- 複数人のアクセス権を(ごく例外を除いて)全面的に否定する場面
- 重要な利益を著しく侵害

## 目的・手段は、厳格に見る必要がある

重大な権利が、著しく侵害される場面

- 当該目的が、やむにやまれぬ、必要ほかならぬ利益のためにあるのか？
- 当該手段(EV付けない)が、当該目的の達成のために、他に採りうる手段がないほどのものか？

## 参考...私の住む大阪では

- 大阪城にはEVあり(木造ではない)が、大阪城には、たくさんの国内外の観光客が来場している
- 一律排除するような方法を採用する公共施設は、その性質やポリシーが問われるのでは(来場者の気持ちはどうか?)

## バリアフリー新法(2006-/2018改正)

### (基本理念)1条の2【2018改正新設】

- この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

## 交通アクセスをめぐる裁判

- 大阪市のJR京橋駅
- 乗換時、車いすでホーム間を移動する際、エレベーター(EV)5基を乗り継がなければならなかった。
- 2016年9月、大阪府大東市の宮崎茂さんが提訴。
- 2017年8月、JR西日本は、リニューアル工事でEV3基を新たに設置し、乗り継ぎが不要になると発表した。「増設は裁判を受けた決定ではない」とのこと。
- EV5基を乗り継がざるを得ず、10分以上かかっていた。(健常者は階段で1分足らず)

## 障害者権利条約(2014年批准)との関係で、本件をどう見るか？

エレベーターがないことは権利条約に言う、「差別」か？

- 2条(定義)「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別(合理的配慮の否定を含む。)を含む。

## 権利条約の考えは、 「他の者との平等」

- 他の者との平等を基礎として、「移動の自由」を有する(権利条約18条1項)
- できる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置として「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に」移動できること(権利条約20条(a))

## 階段を利用できる(他の者)との 平等をどのように保障するか？

- 自分のタイミングで、容易にアクセスできなければならない
- 他の者は容易に動けるのに、障害者には、その何倍もの時間や労力がかかる移動方法は、解消する必要が高い。障害者の権利を不当に制限する  
→差別的であり、許容されない疑い高い
- 「たどりつけるならいい」ではなく、他の者との平等を基礎として検討しなければならない。とりわけ、本件は公共の建造物であるから。

## 目的・手段の検討

- 障害者が排除・制限されうる場面はありうる
- しかし、そのような排除・制限が法的に許容されるか？は慎重に考慮する必要がある
- その考慮において、憲法、権利条約の理念を中心に据えて、具体的に、内容を吟味しなければならない
- 個人の趣味レベルと、市民・国民・外国人等不特定多数ジンの重大な権利が制限されうるレベルと、次元が異なる